米国の沖合漁場の資源管理　その1

主任研究員　田口さつき

1　2020年度水産関係予算

現在、漁獲可能量による管理を基本とする資源管理に向けて、政府は体制を整えようとしている。

2020年度水産関係予算は当初予算2,034億円(注1)に補正予算971億円を合わせた3,005億円となった。目玉は、新たな資源管理システムの実施である。特に、「水産研究・教育機構の資源研究部門を見直し、研究調査体制を強化するとともに、国際的に遜色のない水産資源の評価・管理方法の導入により水産資源の維持・回復を図るため、調査船調査、市場調査、海洋観測等を拡充し、資源評価対象種の拡大(注2)や資源評価の精度向上を推進」とのことで、この「水産資源研究センター」構想の実現等のために114億円(うち補正予算48億円)を計上した。

では、この膨大な予算が組まれ推進される「国際的に遜色のない水産資源の評価・管理方法」とはなんだろうか。参考として、米国の水産資源管理の根拠法であるMagnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act(以下「MSA法」)をみてみたい。

2　米国の資源管理の根拠法の成り立ち

米国では海岸線から３海里までは沿岸の州政府の管轄である。しかし、重要な漁場はさらに沖合にあった。この沖合でソ連など外国漁船の操業が増え、水産資源の減少が懸念された。米国は水産資源に関し国際交渉を行ったものの、その効果がないと判断し、1966年にBartlett法を制定した。同法では、海岸線から12マイルを米国漁船だけが排他的に操業できるよう定めた。しかし、外国漁船の操業にさらに規制をかける必要があり、76年にMSA法が制定された。

MSA法は、当初、外国漁船から沖合漁場を守ることを狙ったもので、米国の漁業者への漁獲規制を目的とはしていなかった。同法により、海岸線から３海里から200海里の水域(後に排他的経済水域(EEZ))は連邦政府の管轄となり、この水域の水産資源を統制するのは、商務省と定められた。

3　言葉の定義

ところで、MSA法が未漁獲の水産動植物の保存・管理のための法律であることは、同法でfisheryの定義(16U.S.C.§1802(13))「(A)保存・管理の目的のために１単位として扱うことができ、かつ、地理的、科学的、技術的、娯楽的、経済的特徴に基づいて認識される水産動植物の１つ以上の魚種・魚群(stocks)、(B)これらの魚種・魚群を獲ること(fishing)」からも読み取れる。なお、fishery resourcesとは、(A)で定義される採捕対象の魚種・魚群、水産動植物の群、水産動植物の種、生産動植物の生息場所を意味する。fisheryは採捕対象資源と呼ぶことが適当と思われるが、以下では水産資源と呼ぶこととする。

同法の「fishing」という行為は漁業に留まらず、遊漁も含まれる。そのため、commercial fishing、recreational fishingという言葉がMSA法でそれぞれ定義されている。commercial fishing(16U.S.C.§1802(4))が「商取引、あるいは販売、物々交換、業者との取引を通じた商取引を意図して水産動植物の一部、または全

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第1表 MSA法の構造

第1章	水産動植物および生育場所等に関するアメリカの権利と権限
第2章	外国船による採捕と国際水産資源協定
第3章	国家水産資源管理規定
第4章	水産資源観測・調査

出典　https://www.fisheries.noaa.gov/resource/document/magnuson-stevens-fishery-conservation-and-management-act

部を漁獲すること」、recreational fishing（16U.S.C.§1802(37)）が「スポーツまたは楽しみのために水産動植物を獲ること」である。

4　EEZでの資源管理の枠組み

MSA法は、４つの章からなっている（第１表）。初めに水産動植物（fish）および生育場所等（fishery resources）に関するアメリカの権利と権限を、次に外国船の採捕と国際水産資源協定を規定している。そして第３章が国家水産資源管理規定（National Fishery Management Program）であり、最後に水産資源観測と調査について章が設けられている。

MSA法により、連邦政府の管轄下の水域の水産資源の保全のため、８地域に水産資源管理委員会が設置されることとなった。各委員会は地域ごとに水産資源管理計画を立て、商務長官（海洋大気庁海洋漁業局）がその計画を審査、承認する。その際に基準となるものが「国家基準」（National Standard）であり、これは第３章の一番初めに据えられている。この国家基準は、76年当時は７項目設けられていた（第２表）。

5　外国船排除後に

その後、MSA法導入と同時に税額控除や低金利融資といった政策的支援がなされた。これにより漁業への参入が促進された。この結果、小型船に代わって大型船が操業するようになった。また、大規模な漁業会社の参入により、漁船と漁具において新技術が導入された。例えば、巨大な底引き網の導入により、それまでは危険なため操業出来なかった場所でも漁獲が始まった。

排除した外国の漁船と同様に米国の漁船も効率的になった。しかし、同時に環境破壊的になったと言われている。米国では乱獲が起こっているという認識が強まり、96年のMSA法の変更につながっていった。

第2表 資源保全管理のための国家基準

①	保存管理措置は、国内の各漁業における最適生産量を長期的に達成しながら、過剰漁獲を防止するものでなくてはならない。
②	保存管理措置は、入手可能な最良の科学的情報に基づくものでなければならない。
③	可能な限り、個々の魚種の資源は、生息域全体を1つの構成単位として管理されなければならない。また相互に関連する複数の魚種の資源は、1つの単位として、あるいは密接な連携の下に管理されなければならない。
④	保存管理措置は、異なる州の住民の間に差別的な扱いをしてはならない。国内のさまざまな立場の漁業者に漁業を行う権利を付与することが必要になった場合においては、このような権利の付与は、 A）すべての漁業者に対して公正、平等なものでなければならない。 B）保存措置が促進されるよう適切に計算されたものでなければならない。 C）特定の個人、企業や団体が、過剰な権利を獲得しないような方法によって行われなければならない。
⑤	保存管理措置は、可能な限り、効率的に漁業資源を利用することを考慮しなければならない。ただし、経済的割当が保存管理措置の唯一の目的であってはならない。
⑥	保存管理措置は、漁業、漁業資源、漁獲量の変動や不測性を考慮に入れたものでなくてはならない。
⑦	保存管理措置は、可能な限り、費用を最小に抑え、不必要な重複を避けたものでなくてはならない。

資料　日本貿易振興機構農林水産部（2010）「平成21年度　米国の水産資源管理をめぐる最近の動向」

＜参考文献＞

・水産庁（2019）「水産予算概算決定の概要」20年１月28日最終アクセスhttps://www.jfa.maff.go.jp/j/budget/attach/pdf/index-15.pdf

・日本貿易振興機構農林水産部（2010）「平成21年度　米国の水産資源管理をめぐる最近の動向」

・James William Merrill（2011）“Trawling for Meaning: A New Standard for “Best Scientific Information Available” in the Magnuson-Stevens Fisheries Conservation Act”, Catholic University Law Review, Volume60,pp. 475～503.

（たぐち　さつき）

（注１）2020年度の概算決定額は19年度当初予算（2,167億円）から133億円減額されている。

（注２）資源評価対象魚種を2018年の50種から23年に200種へ拡大することが政策目標になっている。